

別表（第2条、第3条関係）

基準額	対象経費
1件につき 180,000円	都道府県公安委員会指定の自動車教習所において教習を受けるために要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 入学金 (2) 教習料 (3) 教習コース使用料 (4) 技能検定料及び受験料